

●香川県監査委員公表第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年12月16日

香川県監査委員 林 勲
同 大西 均
同 香川 芳文
同 高城 宗幸

- 1 監査対象部局 土木部
- 2 監査対象年度 平成27年度
- 3 措置の状況

	監査の結果（対象機関）	措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について 受託事業において、業務完了通知書に納入通知書を添付するとしているが、実際は添付されておらず、3か月以上後に納入通知書が発行されていた。（技術企画課）</p> <p>イ 手当について （ア） 県内出張及び県外出張に係る旅費について、支払が3か月以上遅延しているものがあった。また、自家用車を使用した出張について、旅費が支給されていないものがあった。（中讃土木事務所） （イ） 県外出張に係る航空運賃について、領収書が提出されていないものがあった。また、領収書の金額が誤ってシステムに入力されているものがあった。（河川砂防課）</p> <p>ウ 契約について （ア） 電子複写機の賃貸借契約について、契約書に添付された特記事項の内容が入札で示した仕様書と異なっていた。（中讃土木事務所） （イ） 賃貸借契約の入札に当たり、</p>	<p>ア 収入について 今後は、業務完了通知書を受領した市町の完了確認後に、速やかに納入通知書の発行を行うこととした。</p> <p>イ 手当について （ア） 未払の旅費を直ちに支給するとともに、今後は、支払の遅延や未払がないよう、定期的に複数の職員で確認を行うなどの再発防止に努め、適正な事務処理を徹底する。 （イ） 未提出の領収証を直ちに徴収し保管するとともに、誤支給となった過払旅費の戻入を行った。指摘以降は、個々の職員の旅費の精算時に、領収書を旅費担当者がチェックするなど、再発防止に努め、適正な事務処理を徹底している。</p> <p>ウ 契約について （ア） 指摘を受けて、契約書の特記事項を見直し、契約の変更を行った。今後、同様のことがないよう、契約事務について疑義が生じた場合は、関係部署に確認を行うなど、再発防止に努める。 （イ） 今後、長期継続契約を行う場</p>

	<p>予定価格を作成する者が適格でなかった。また、同契約については、初年度の執行伺書により、長期継続契約の起案をしていた。（技術企画課）</p> <p>エ 物品について</p> <p>(ア) 軽貨物自動車について、12か月法定点検をしていなかった。（高松港管理事務所）</p> <p>(イ) 公の施設の指定管理者から県に引き継がれた備品について、備品一覧表への登記ができておらず、当該備品を含む物品の貸付契約の締結が遅れていた。（都市計画課）</p> <p>(ウ) 委託先に貸与した物品について、その増減があったときは、年度の途中においても貸与物品の変更手続を行う必要がある。（下水道課）</p> <p>(エ) 小型貨物自動車について、6か月法定点検をしていなかった。（住宅課）</p>	<p>合は、仕様書に基づく全契約期間の積算金額に応じて適正な契約担当者が予定価格を作成するとともに、支出負担行為に先立ち、香川県行政文書管理規程第3号様式により複数年の契約伺の決裁を行うよう、再発防止に努める。</p> <p>エ 物品について</p> <p>(ア) 今後は、道路運送車両法に基づき、公用車の法定点検について遺漏のないよう厳正に管理するとともに、遅滞なく計画的に実施する。</p> <p>(イ) 指定管理者から県へ引き継いだ物品を備品一覧表へ登記した上で、物品貸付契約を締結した。今後は、指定管理者の更新ごとに、備品一覧表の確認を行うなど、再発防止に努める。</p> <p>(ウ) 今後、委託先に貸与した物品の増減があったときは、年度の途中においても、その都度、貸与物品の変更手続を行うこととした。</p> <p>(エ) 今後は、道路運送車両法に基づき、公用車の法定点検について厳正に管理するとともに、遅滞なく計画的に実施するよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>なお、指摘を受け、今年度は9月に6か月法定点検を実施した。</p>
--	---	--